

第6期 芦北町障がい福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第2期 芦北町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

素案

※ 第4期芦北町障がい者プランに関する記載については、平成30年度から令和5年度までの策定期間となりますので、省略しています。

令和3年 月

芦北町

目 次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の対象者	5
5. 計画の期間	5
6. 計画策定の体制	6
第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題	8
1. 人口に関する状況	8
2. 障がい者の状況	10
3. アンケートからの課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	16
2. 基本的視点	16
3. 施策の体系	17
第2部 芦北町障がい福祉計画及び芦北町障がい児福祉計画	19
第1章 各計画の基本理念等についての考え方	20
1. 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項	20
2. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	21
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	22
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	22
第2章 各計画の成果目標の設定	23
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	23
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	24
3. 地域生活支援拠点等の整備	25
4. 福祉施設から一般就労への移行	26
5. 相談支援体制の充実・強化	26
6. 障害福祉サービス等の質の向上	26
7. 障がい児支援の提供体制の整備等	27
第3章 障害福祉サービス・障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	29
1. サービスの体系	29
2. 障害福祉サービスの見込み量と確保方策	30
3. 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	36
4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	38
第3部 計画の推進体制	44
第1章 計画推進に向けて	45
1. サービス利用支援体制の整備	45
第2章 計画の評価と見直し	46
1. PDCAサイクルによる評価と見直し	46
2. 計画におけるPDCAサイクル	46

第 1 部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の障害福祉制度は、平成15年度に措置制度から自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、また、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

さらには、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることも求められています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

そのため、長期的な障害者施策の方向性を示す「第4期芦北町障がい者プラン」を一部見直し、施策を推進するとともに、令和3年度から令和5年度までのサービスの提供体制の計画的な整備を進めるため、本町における現状や障がいのある人や障害福祉サービス事業者のニーズを踏まえ第6期芦北町障がい福祉計画及び第2期芦北町障がい児福祉計画を策定するものです。

策定にあたっては、「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を目指す「第4期芦北町障がい者プラン」の基本理念との整合性を確保し、障がいのある人とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域の中で安全で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

2. 計画策定の趣旨

本町においては、平成30年度に「第4期芦北町障がい者プラン」「第5期芦北町障がい福祉計画」「第1期芦北町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の実態やニーズの把握に努め、計画的なサービスの提供、障害福祉サービスの充実等、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち、「第5期芦北町障がい福祉計画」「第1期芦北町障がい児福祉計画」については、令和3年3月に計画期間が終了することから、計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たに「第6期芦北町障がい福祉計画」「第2期芦北町障がい児福祉計画」を策定します。

これらの計画は、障がいのある人の社会参加や地域共生の観点から、令和5年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。

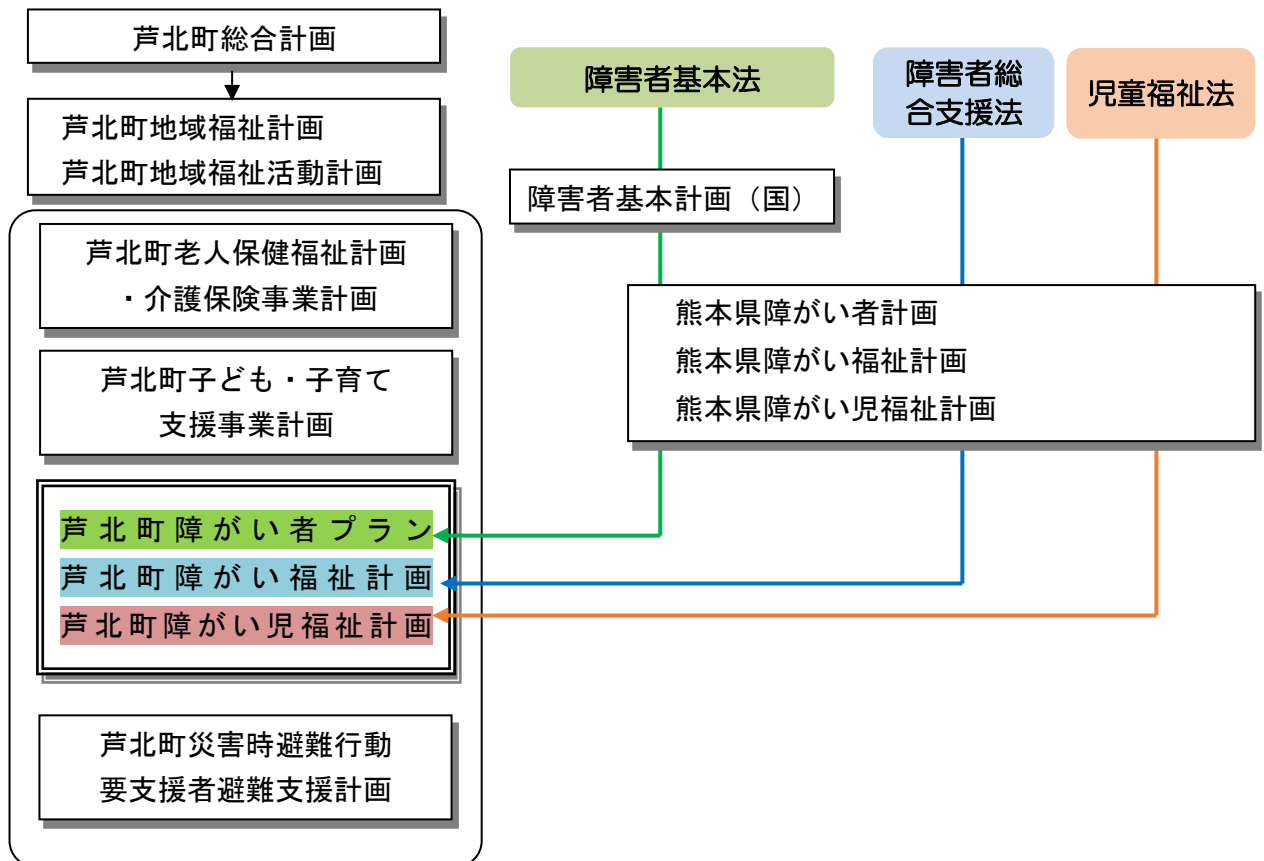
3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画（プラン）」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障がい者計画（プラン）」が障がい者のための施策に関する基本計画であるのに対して、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

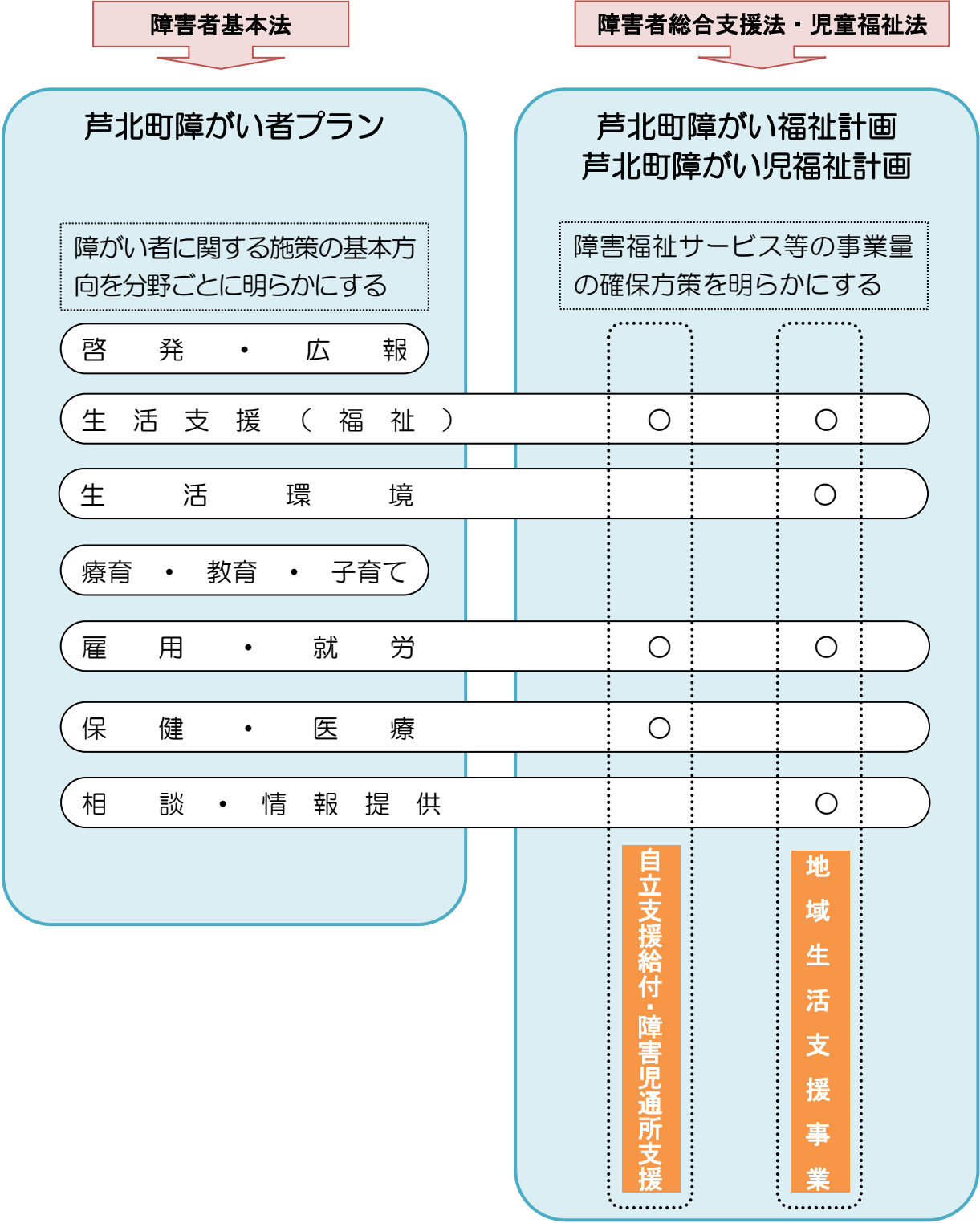
なお、計画の位置づけとしては、町政運営の基本方針である「芦北町総合計画」を上位施策とし、「芦北町地域福祉計画・芦北町地域福祉活動計画」や「芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との連携を行いながら、整合性をもって施策の推進を図ります。

◆上位・関連計画、根拠法



◆障がい者プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者プランに掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービス及び障がい児支援に関する年間の実施計画的な位置付けで作成することが適当であるとされています。



4. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」は、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳未満の障がい児をいいます。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含む）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。（難病患者等）

5. 計画の期間

「障がい者プラン」は、障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する「障がい福祉計画」と一体となって障がい者施策を推進していますが、計画の期間が平成30年度から令和5年度までの6年間となることから、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案し、今回は一部内容を見直しています。

また、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」が、国の定める基本指針により計画期間が3年間と定められていることから、令和3年度から令和5年度までの3か年計画としています。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
芦北町 障がい者プラン	第4期（6年間） 平成30年度～令和5年度						第5期（6年間） 令和6年度～令和12年度		
芦北町 障がい福祉計画	第5期		第6期		第7期				
芦北町 障がい児福祉計画	第1期		第2期		第3期				

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、町内の障がい者等を対象としたアンケートや障がい者任意団体等のヒアリングを実施し、当事者や支援者の意見等の基礎資料を活用し策定しました。

また、実態調査結果や町の施策の実施状況などを基に、障がい福祉に係る各関係機関の代表者で構成された芦北町自立支援協議会において、本計画素案等の検討、審議を行いました。

(1) 芦北町自立支援協議会の開催

本町では、障がい者施策の計画的推進を図るため、「芦北町自立支援協議会」を開催して、本計画を策定しました。以下にその主な協議内容を示します。

なお、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

回数	開催日	協議内容
第1回	令和2年 6月24日(水)	- 計画策定の概要について - 各種アンケート、ヒアリング調査票について
第2回	令和2年11月18日(水)	- 各種アンケート、ヒアリング調査について - 現行の各計画に係る進捗状況について - 成果目標及び数値目標について(中間報告)
第3回	令和2年12月17日(木)	- 計画素案について - 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込量及び確保方策の承認について
第4回	令和3年 月 日()	- 計画内容等の協議及び承認について - 計画の推進について など

(2) アンケートの実施

現在の生活の状況や今後の生活についての意見、潜在的なニーズ(サービスの利用意向・福祉に関する意識等)、障がい児(者)のおかれた環境、その他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

	障がい福祉に関するアンケート	子どもの発達・発育に関するアンケート
調査地域	芦北町全域	芦北町全域
調査対象者	令和2年10月1日現在、障害福祉サービス利用者で65歳以下の障がい者190名	令和2年10月1日現在、児童発達等受給者証をお持ちの児童・生徒の保護者71名
調査方法	利用事業者による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年10月21日～令和3年11月20日	令和2年10月21日～令和3年11月20日
回収結果	配布数：190件 回収数：169件 (有効回収率 88.9%)	配布数：71件 回収数：41件 (有効回収率 57.7%)

(3) ヒアリングの実施

障がい者を取り巻く現状や今後の事業展開等を聴取し、計画の基礎資料とすることを目的にヒアリングを実施しました。

■障害福祉サービス事業者等

実施日	事業者名
令和2年10月23日（金）	くまもと芦北相談支援事業所
	石路の里相談支援事業所
	みつば学園相談支援事業所
	NPO法人 ばらん家
令和2年10月26日（月）	社会福祉法人 芦北福祉会（みつば学園）
	NPO法人 ひまわり芦北
令和2年10月27日（火）	社会福祉法人 志友会（くまもと芦北）
	社会福祉法人 光輪会（石路の里）
	合同会社 かんしょ
	NPO法人 ハッピーオレンジ

■障がい者任意団体

実施日	事業者名
令和2年6月30日（火）	難病患者みどりの会
令和2年10月7日（水）	芦北町手をつなぐ育成会
令和2年10月26日（月）	芦北町精神障害者家族会
令和2年11月6日（金）	芦北町身体障害者福祉連合会

(4) パブリックコメントの実施

芦北町のホームページに掲載するとともに、福祉課窓口、田浦基幹支所及び各出張所において、パブリックコメントを実施し、計画書の原案に対する意見聴収を行いました。

期間	意見
令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	

第2章 障がい者を取り巻く町の現状と課題

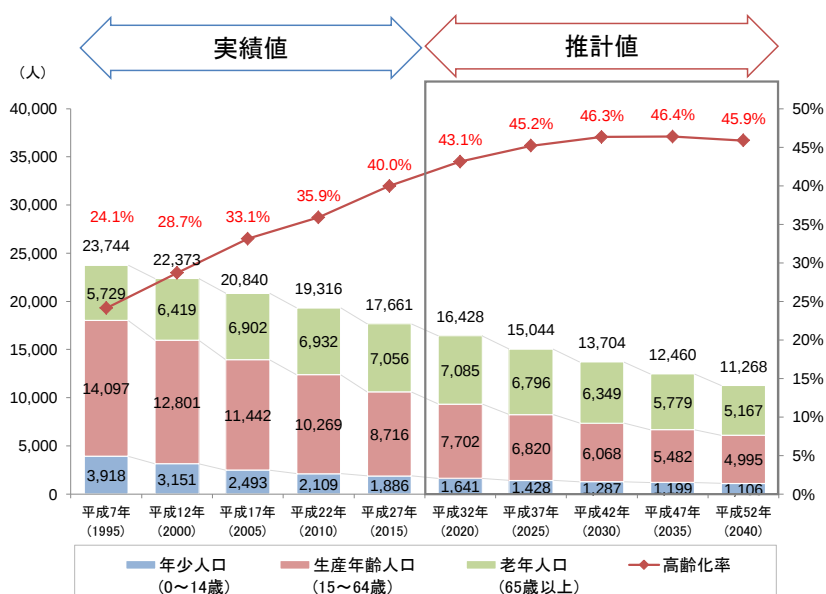
1. 人口に関する状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成22年19,316人から平成27年17,661人となっており、1,655人の減少となっています。内訳をみますと、65歳以上の高齢者人口は、やや増加している一方で、15歳から64歳の生産年齢人口が1,553人の減少と著しく、人口減少の大きな要因となっています。今後も、近年の全国的な傾向である人口減少社会の影響を受け、総人口は減少していくものと推測します。

このような中、障がい者数も大きく増加はしないと見込まれますが、一方で、高齢化による「障がいの重度化」、「親なき後」など、高齢化の進展が著しい小規模市町村ならではの課題がでてきています。また、核家族化や町外・県外への人口流出が進んでおり、地域のつながりも希薄化していく傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口の推移及び推計（総人口には年齢不詳分を含む）



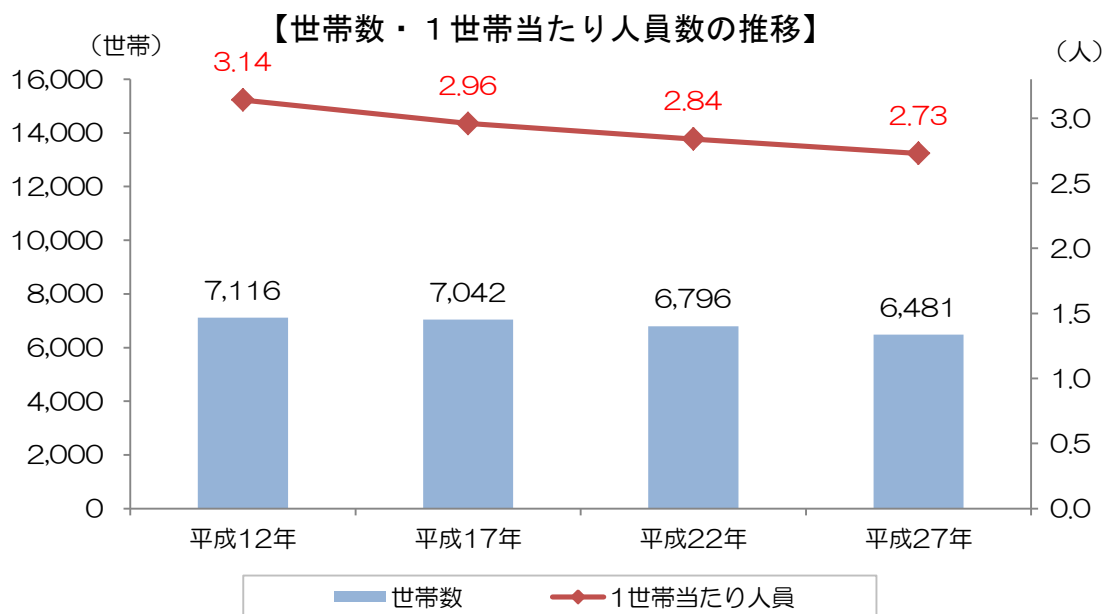
資料：平成7年～27年は「国勢調査」総務省、平成32年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

（２）世帯数の推移

世帯数は、減少傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、これは、少子高齢化による影響が考えられ、ひとり暮らしの高齢者が増加することが予想されます。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわざ」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

2. 障がい者の状況

(1) 全体の状況

障害者手帳所持者の状況は、令和2年度の身体障害者手帳所持者が1,408人、療育手帳所持者が268人、精神障害者保健福祉手帳所持者が201人となっています。

また、本町の人口は年々減少しており、障がい者の割合は総人口の約11%を占めています。

表1 障がい者の推移

(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口		18,299	17,932	17,614	17,220	16,825
障がい者の人数		1,926	1,925	1,880	1,863	1,877
内 訳	身体障がい者	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408
	知的障がい者	238	238	245	264	268
	精神障がい者	199	205	177	193	201

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：住民基本台帳・福祉課

(2) 障害者手帳数の推移

1級、2級の身体障害者手帳所持者数は、令和2年度が573人で、重度の身体障がい者が全体の約41%を占めています。一方、障がい別では、肢体不自由者が741名と全体の約53%を占め、次に、内部障がい（約25%）、聴覚障がい（約16%）、視覚障がい（約5%）、音声・言語障がい（約1%）の順となっています。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、概ね横ばいで推移しています。また、障害者手帳を所持していない、発達障がい者、高次脳機能障がい者数を合わせると、本町の障がい者数は、更に多くなると考えられます。

○身体障害者手帳

表2 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	403	406	401	380	386
2級	212	210	204	194	187
3級	245	237	233	229	229
4級	405	399	390	377	376
5級	82	82	81	78	81
6級	142	148	149	148	149
合計	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表3 障がい種別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい者	77	75	72	66	69
聴覚障がい者	243	245	243	228	228
音声・言語障がい者	10	10	11	11	11
肢体不自由者	813	802	781	757	741
内部障がい者	346	350	351	344	359
合計	1,489	1,482	1,458	1,406	1,408

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○療育手帳（知的障害者手帳）

表4 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A(重度)	111	111	109	112	110
B(中軽度)	127	127	136	152	158
合計	238	238	245	264	268

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

○精神障害者保健福祉手帳

表5 等級別の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	71	69	62	58	56
2級	114	121	103	123	127
3級	14	15	12	12	18
合計	199	205	177	193	201

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：福祉課

表6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	179	189	171	181	186

※各年度の数値は4月1日の数値。

資料：水俣保健所

○年齢別（身体障がい）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が占める割合は約83%で、加齢に伴う身体機能の低下による手帳の取得が多いことを表わしています。

表7 身体障害者手帳年齢別

（単位：人）

	身体障がい者					計
	肢体不自由	内部障がい	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語	
18歳未満	0	2	0	9	1	12
18歳～65歳未満	16	16	1	128	47	208
65歳以上	53	210	10	604	311	1,188
合計	69	228	11	741	359	1,408

※数値は令和2年4月1日の数値。

資料：福祉課

3. アンケートからの課題

設問項目には複数回答が含まれています。

(1) 家族や生活状況について

- ・一緒に暮らしている人は、「父母・祖父母・兄弟」が 30.7%と最も多く、次いで「配偶者」が 4.7%「福祉施設・共同生活援助（グループホーム）」が 52.6%となっています。
- ・「ひとりで暮らしている」は、8.8%となっています。
- ・日常生活で何らかの介助を必要とすることは、「お金の管理」、「薬の管理」、「外出」となっています。
- ・全体的に療育手帳所持者の介助を必要とする割合が高くなっています。
- ・介助者としては、「父母」、「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。
- ・介助をしてくれる家族の年齢は、60 歳以上が約 50%となっています。

【状況考察】

療育手帳所持者の介助の必要性が高く、主な介助者となっている家族の負担が大きいことが伺えます。このようなことから、介助者となる家族が一時的に支援ができなくなることに対応するために、短期入所（ショートステイ）等の一時預かり施設の充実が求められています。また、介助者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安の解消のため共同生活援助（グループホーム）など住まいの充実を図っていく必要があります。

(2) 障がいの状況について

- ・手帳所持者は、身体障害者手帳所持者 48%、療育手帳所持者 45%、精神障害者保健福祉手帳所持者 7%となっています。
- ・健康や医療への不安や困っていることは、「障がいの重度化や病気の悪化」が不安という方が 18.1%と最も多くなっています。

【状況考察】

障がい者の残存機能の維持・向上を引き出すための支援が必要となっています。

(3) 地域での生活について

- ・現在の住まいについては、「家族と暮らしている」が 37.2%と最も多く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が 36.0%、「グループホームで暮らしている」が 18.3%「一人で暮らしている」が 8.5%となっています。
- ・将来の暮らし方については、「今のまま生活したい」が 55.1%、「家族と一緒に生活したい」が 14.9%、「一般の住宅で独り暮らしをしたい」が 9.4%、「グループホームなどを利用したい」が 7.5%、「その他」が 13.1%となっています。
- ・地域で生活するための支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 20%と最も多く、次いで「障がい者に適した住居の確保」が 19%、「地域住民等の理解」「経済的負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」がそれぞれ 14%、「相談対応等の充実」が 11%、「生活訓練等の充実」が 8%となっています。

【状況考察】

障がい者が地域で自立して生活できるよう、居宅支援サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障がい者の生活の場の確保と自立に向けた支援が求められています。あわせて、不安の解消に向け、相談支援体制や福祉に関する情報提供体制の充実が必要と考えられます。

（４）外出について

- ・外出の頻度については、週に１回以上外出している人は全体で、65.3%となっています。障がいの種別による外出頻度に差はみられませんが、高齢になるほど外出の頻度は減少しています。
- ・外出する際の交通手段については、「親族（介助者）の自動車」が48.5%と最も多く、次いで「自分の自動車」が8.6%となっています。
- ・外出しない、外出できない理由としては、「常に医療的な処置が必要なため」、「外出したくない、必要がない」等が多くなっています。

【状況考察】

外出が障がい者の自立のための第１歩という観点から、外出への支援と公共施設のバリアフリー化などの充実が必要と考えられます。また、移動手段として自動車が多くなっていることから、高齢化の進展が見込まれる中、利便性の高い移動手段の確保も重要となります。

（５）就労について

- ・平日の日中の過ごし方については、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援Ａ型、Ｂ型を含む）」が52.7%と最も多く、次いで「施設や病院等で過ごしている」の30.3%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の7.3%となっています。

【状況考察】

一般就労は7.3%と低い状況にあることから、経済的に自立している障がい者は少ないと推測されます。このようなことから、障がい者が安心して働くことができる場の確保や就労継続支援の内容や工賃の見直しなどが必要になると考えられます。

（６）権利擁護について

- ・障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある方は、35.3%となっています。
- ・差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」「外出先」が多くなっています。
- ・成年後見制度については、「制度の名前も内容も知っている」が19.3%、「制度の名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が15.5%、「制度の名前も内容も知らない」が65.2%となっています。

【状況考察】

権利擁護については、障がい者を見守り、援助する場合のマナーなどを学ぶ必要があり、障がいのある方とない方との交流により、偏見をもつことなく接することができるよう福祉教育の一層の推進が必要と考えられます。また、障がい者とその障がいの特性について、さらには成年後見制度などの制度についての知識を普及していくことが必要となっています。

（７）災害時の避難について

- ・災害時にひとりで避難できるかについては、１人で「できない」が 75.4%と多く、１人で「できる」が 24.6%となっています。
- ・災害が発生した時の避難場所を知っているかについては、「知っている」が 54.9%と多く、「知らない」が 45.1%となっています。
- ・避難できない理由については、「支援者・介助者がいないと移動できないため」が 30.1%と最も多く、次いで「１人で判断や行動することが難しいため」の 29.1%、「避難についての情報が把握できないため」の 17.8%となっています。
- ・災害時の事前の対策については、「準備していない」が 33%と最も多く、次いで「その他」の 21.5%、「家族や地域の人等と避難方法を決めている」の 16.8%となっています。
- ・災害時に避難所などで困ると思われることについては、「トイレのこと」が 19.6%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」の 16.9%、「介助をしてくれる人のこと」が 16.4%となっています。

【状況考察】

家族・親族が対応できず１人で避難できない場合、近くの住民が手助けできる支援体制などを構築する必要があります。また、避難場所をあらかじめ知っておくことや災害に備えた準備、そして避難することを考えた場合、障がい者の個々のニーズに対応した避難支援及び避難所の在り方が求められています。

（８）その他

- ・現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「身体の状態について」が 21.5%と最も多く、次いで「親の老後や、親がいなくなったのについて」の 15.8%、「老後について」の 14.8%となっています。
- ・障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」が 19.0%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」の 11.8%、「災害時の避難支援体制の確保」の 10.2%となっています。

【状況考察】

障がい者が、地域で自立して生活できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障がい者の生活の場の確保と自立に向けた支援が求められています。あわせて、不安の解消に向け、相談支援体制や福祉に関する情報提供体制の充実が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がい者プランにおいては、第3期の基本理念として掲げた「みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり」を継承し、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

また、「共生社会の実現」に向けて、本計画を障がい者だけを対象とするのではなく、住民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できる福祉づくりをめざします。

《基本理念》

みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり

2. 基本的視点

障がい者プランでは、障がい者が住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障がいのない人とともに本町における共生社会を実現していくために、基本的視点として次の4点を掲げます。

(1) 支え合い、ともに生きるまちづくり

広く住民の中で障がい者が正しく理解され、差別や偏見のないまちづくりを推進していきます。

(2) 自己選択・自己決定の尊重と情報提供体制づくり

障がいのあるすべての人が、自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実させます。

(3) 障がい者が自立して暮らしていける支援体制づくり

障害福祉サービスのさらなる充実のため、必要に応じて既存の施策を再編し、持続可能なサービス提供体制を構築します。

(4) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

ライフステージに応じた地域生活の選択が可能となるよう体制の整備を進めます。

3. 施策の体系

みんなで支え合い、ふれあいを大切にする福祉づくり

障がい者プラン

基本的視点

- (1) 支え合い、ともに生きるまちづくり
- (2) 自己選択・自己決定の尊重と情報提供体制づくり
- (3) 障がい者が自立して暮らしていける支援体制づくり
- (4) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

推進テーマ

共生社会の実現

重点施策

- ・ 障がい理解促進研修・啓発事業の実施
- ・ 障がい福祉関連の協議会を中核に据えた相談支援事業の充実
- ・ 保健・医療・福祉の連携
- ・ 障がい児支援のネットワークの強化
- ・ 意思疎通支援の充実
- ・ ユニバーサルデザインの普及
- ・ 避難行動要支援者避難支援制度の推進

8つの分野

- 1 **啓発・権利擁護**
障がいを理由とする差別や偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支え合うまちを築きます。
- 2 **地域生活支援**
障がい者が地域生活を実現できるよう生活支援の強化を図ります。
- 3 **保健・医療**
障がいの原因となる疾病の予防と医療費助成等に努めます。
- 4 **療育・教育・子育て**
障がいのある子どもの育ちと子育てを支援します。
- 5 **雇用・就労、経済的自立の支援**
障がい者の自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行います。
- 6 **情報アクセシビリティ**
サービス利用や人権が保障されるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。
- 7 **安全・安心**
安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 8 **行政サービス等における配慮**
町職員等の障がい理解の促進に努めます。

障がい福祉計画

- ◆ 障害福祉サービスの見込量と確保方策
- ◆ 地域支援事業の見込量と確保方策
- ◆ 障がい児支援の見込量と確保方策

<数値目標>

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

分野別施策の体系

分野	基本施策	重点施策
Ⅰ 啓発・権利擁護	1. 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 各種福祉関連イベントの実施・支援 (3) 障がい理解促進研修・啓発事業の実施 (4) 小中学校における障がい福祉教育の推進
	2. 権利擁護及び差別の解消	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の充実 (2) 人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進 (3) 虐待防止対策の推進
	3. 地域福祉の推進	(1) 障がい福祉施策推進のための人材の確保・育成 (2) 各種福祉支援員の養成支援 (3) 障がい者（児）福祉体制整備推進事業の拡充 (4) 「共生社会」の実現に向けた取り組み
Ⅱ 地域生活支援	1. サービス提供体制の整備	(1) 就労系サービスの充実 (2) 共同生活援助（グループホーム）の充実 (3) 高齢障がい者に対するサービスの充実 (4) 3障がい共通の制度の適正な運営
	2. 相談支援体制の充実	(1) 重層的な相談支援体制の構築 (2) 障がい福祉関連の協議会を中核に捉えた相談支援事業の充実 (3) 相談支援専門員の育成と確保 (4) 障がい者と家族への支援 (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	3. スポーツ・文化芸術活動等の推進	(1) 文化活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 町主催行事等の企画への参加促進
Ⅲ 保健・医療	1. 保健・医療サービスの充実	(1) 保健・医療・福祉の連携 (2) 精神障がい者に対する支援 (3) 難病の周知と支援の充実
Ⅳ 療育・教育・子育て	1. 障がい児支援の充実	(1) 相談支援事業所を中核に捉えた相談支援体制の充実 (2) 障がいの早期発見、早期治療・療育の充実 (3) 障がい児支援のネットワークの強化
	2. 障がい児教育の充実	(1) 特別支援教育の実施 (2) 学童保育の充実 (3) 進路相談・就労支援
Ⅴ 雇用・就業、経済的自立の支援	1. 一般就労の促進	(1) 企業への啓発・理解促進 (2) 就労・生活支援機関との連携 (3) 本町における雇用の促進
	2. 福祉的就労の充実	(1) 就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進 (2) 工賃向上の支援 (3) 障害者優先調達推進法の促進
	3. 就労支援の充実	(1) 就労に関する相談体制の充実 (2) 職業能力の習得支援 (3) 創業・起業等の支援
Ⅵ 情報アクセシビリティ	1. 意思疎通支援体制の充実	(1) 意思疎通支援体制の充実
	2. 情報提供の充実	(1) 情報のバリアフリー化 (2) 多様な広報媒体の活用
Ⅶ 安全・安心	1. 福祉のまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインの普及 (2) 公共施設のバリアフリー化 (3) 住まいの確保 (4) 移動支援の充実
	2. 防災対策の推進	(1) 災害時避難行動要支援者避難支援計画の推進 (2) 防災対策の推進 (3) 災害時の避難誘導体制の構築
	3. 防犯対策の推進	(1) 防犯対策の推進 (2) 障がい者に対する消費者教育
Ⅷ 行政サービス等における配慮	1. 行政サービス等における配慮及び障がい理解の促進等	(1) 町職員等の障がい理解の促進等

第 2 部 芦北町障がい福祉計画及び芦北町障がい児福祉計画

第1章 各計画の基本理念等についての考え方

1. 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

国が示した「基本指針」では、市町村および都道府県は、障がい者が自ら地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

（４）共生社会の実現に向けた取組み

共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包括した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

①障害児通所支援等の充実

障がい児一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がいのある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

②早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。

③障がい児支援体制の充実

障がい児のライフステージにあわせて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の提供体制の整備を進めます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組み

障がいの地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要ですが、特に、障がい者により文化芸術を鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

２．障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

（１）町内で必要とされる訪問系サービスを保障

訪問系サービス量は、確保されていますが、事業者の主たる障がいの特定により、障がい種別によっては、受け入れることが困難な場合があります。

このことから、訪問系サービスを必要とする障がい者に対し、速やかにサービスが提供できるよう体制の整備に努めます。

（２）希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

生活介護・就労継続支援等の日中活動系サービスを整備し、障がい者のニーズに応じた日中活動系サービスの提供体制に努めます。

（３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の推進と機能の充実

障がい者のニーズを把握しつつ、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域における住まいの場としての機能及び自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院から地域生活への移行を進めます。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労系サービスの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

（５）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

（６）依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための普及啓発、相談機関や医療機関の周知及び自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。

３．相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図っていきます。

４．障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。また、「子ども子育て支援事業計画」等の整合性を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

第2章 各計画の成果目標の設定

施設入所者が地域生活への移行をめざせるよう、切れ目のない支援の実現のために、関係機関等と連携しながらそれぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。

また、一般就労を希望する障がい者に、企業等で働く機会を拡大するための支援を行っていく必要があります。

これらの「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況、および平成29年度に実施した障がい福祉に関するアンケートの結果等を踏まえ設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

地域生活への移行を進める観点から、現状の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業者等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本方針では、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定することとなっています。

目標設定の考え方としては、国の基本方針に基づいて、6%以上（2人以上）を地域生活に移行する上で、本町での今までの実績を勘案し、地域生活移行者を3人と設定します。

■目標設定

年度	人数	考え方
令和5年度	3人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行見込み

(2) 施設入所者の削減

精神障がい者の地域生活への移行については、前述の福祉施設から地域への移行に加え、新規入所者が発生すること考えられることから、国の基本方針では、障害者施設の入所者数については、令和5年度末までに1.6%以上削減することを目標とします。

目標設定の考え方としては、国の基本方針に基づいて、本計画では1.6%以上（1人以上）を削減することを基本としているため、本町での今までの実績を勘案し、削減数を2人と設定します。

■目標設定

年度	人数	考え方
令和5年度	2人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行見込み

病気になったら…

医療（精神科医療・一般医療）

- 病院：急性期、回復期、慢性期
- 日常の医療：かかりつけ医、有床診療所、精神科デイケア、精神科訪問看護、地域の連携病院、歯科医療、薬局

**困りごとはなんでも相談…
様々な相談窓口**

- 保健所 精神保健専門相談
- 障害者就業生活支援センター（就労）
- ハローワーク（就労）
- 市町村 精神保健福祉一般相談基幹相談支援センター（障害）
- 地域包括支援センター（高齢）

通院・入院

住まい

- 自宅 持ち家 借家 公営住宅等
- サービス付き高齢者向け住宅 等

通所・入所

社会参加（就労）・地域の助け合い

- ピア・サポート活動、自治会、ボランティア、NPO 等

**介護訓練等の支援が必要になったら…
障害福祉・介護**

- 地域生活支援拠点
- 在宅系：居宅介護 生活介護 短期入所 就労継続支援 自立訓練 等
- 施設 居住系サービス 施設入所支援 共同生活援助 宿泊型自立訓練 等
- 介護保険サービス
- 在宅系：訪問介護 訪問看護 通所介護 小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 福祉用具 24時間対応の訪問サービス 等
- 施設 居住系サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症共同生活介護 等

圏域の考え方

- 日常生活圏域
- 基本圏域（市町村）
- 障害者保健福祉圏域

※ 地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定

※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健計画協議会と、精神科医療機関 一般医療機関 地域援助事業者 市町村による連携支援体制を確保

バックアップ

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村バックアップ

バックアップ

障害者保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所バックアップ

バックアップ

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用などを通じて、施設やグループホーム等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備します。

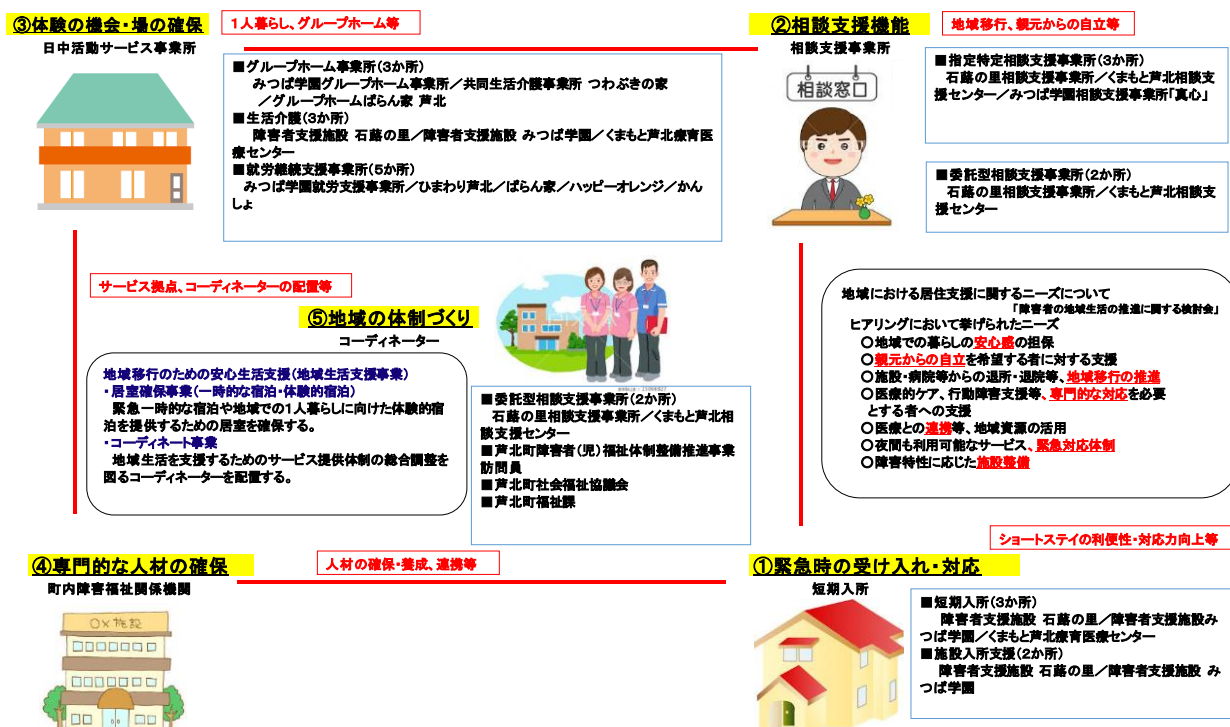
国の基本指針は、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することされています。

目標設定の考え方としては、本町においては平成29年度、水俣芦北圏域では令和元年度に「面的整備型」で設置していますので、今後も協議の場を持ち、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応ができるようシステム構築に向け取り組んでいきます。

■目標設定

令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の設置箇所（箇所）	左記の内訳	
	圏域による設置	市町村単独
2	1（面的整備）	1（面的整備）

芦北町地域生活支援拠点等の整備の体制図



4. 福祉施設から一般就労への移行

就労支援の観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

数値目標の考え方は、以下のとおりとし、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

■目標設定

	令和元年度(人)	令和5年度(人)	国の基本指針	
就労移行支援事業等	0	1	1. 27倍以上	令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の割合
就労移行支援のみ	0	0	1. 30倍以上	
就労継続支援A型のみ	0	0	1. 26倍以上	
就労継続支援B型のみ	0	0	1. 23倍以上	

5. 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本として目標を設定されています。

目標の考え方は、以下のとおりとし、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

■目標設定

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	4	4	4
相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	4	4	4
相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	4	4	4

6. 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要なサービス適切に提供していくため、市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが必要です。

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握と適正なサービス提供の検証等の実施体制を構築することを基本として目標を設定されています。

■目標設定

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や 県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(人)	2	2	2
障害者自立支援支払等システムの活用の有無	有	有	有
(有の場合) それに基づく実施回数(回)	2	2	2

7. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法に基づく「第2期芦北町障がい児福祉計画」

障害児通所支援等の地域支援体制の整備等の目標値を設定します。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

本町では、重症心身障がい児を対象とした児童発達支援センターと、水俣市には重症心身障がい児以外の児童を対象とした児童発達支援センターが既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
2	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

② 重層的な地域支援体制の構築を目指すための保育所等訪問支援の充実

既に、本町と水俣芦北圏域（水俣市）に1か所ずつ設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
2	○		令和5年度末までに利用できる体制を構築

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

重症心身障がい児を対象とした障害児通所事業所は、既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスは、既に設置済みとなっており、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに少なくとも1ヶ所以上設置

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場としては、圏域で実施している地域療育ネットワーク会議において協議されています。

本町では、地域療育ネットワーク会議と併せて、既存の芦北町自立支援協議会を活用して協議の場を確保します。

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに設置

医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

令和5年度末時点 の整備数(箇所)	左記の内訳		国の基本指針など
	圏域設置	町単独設置	
1	○		令和5年度末までに設置

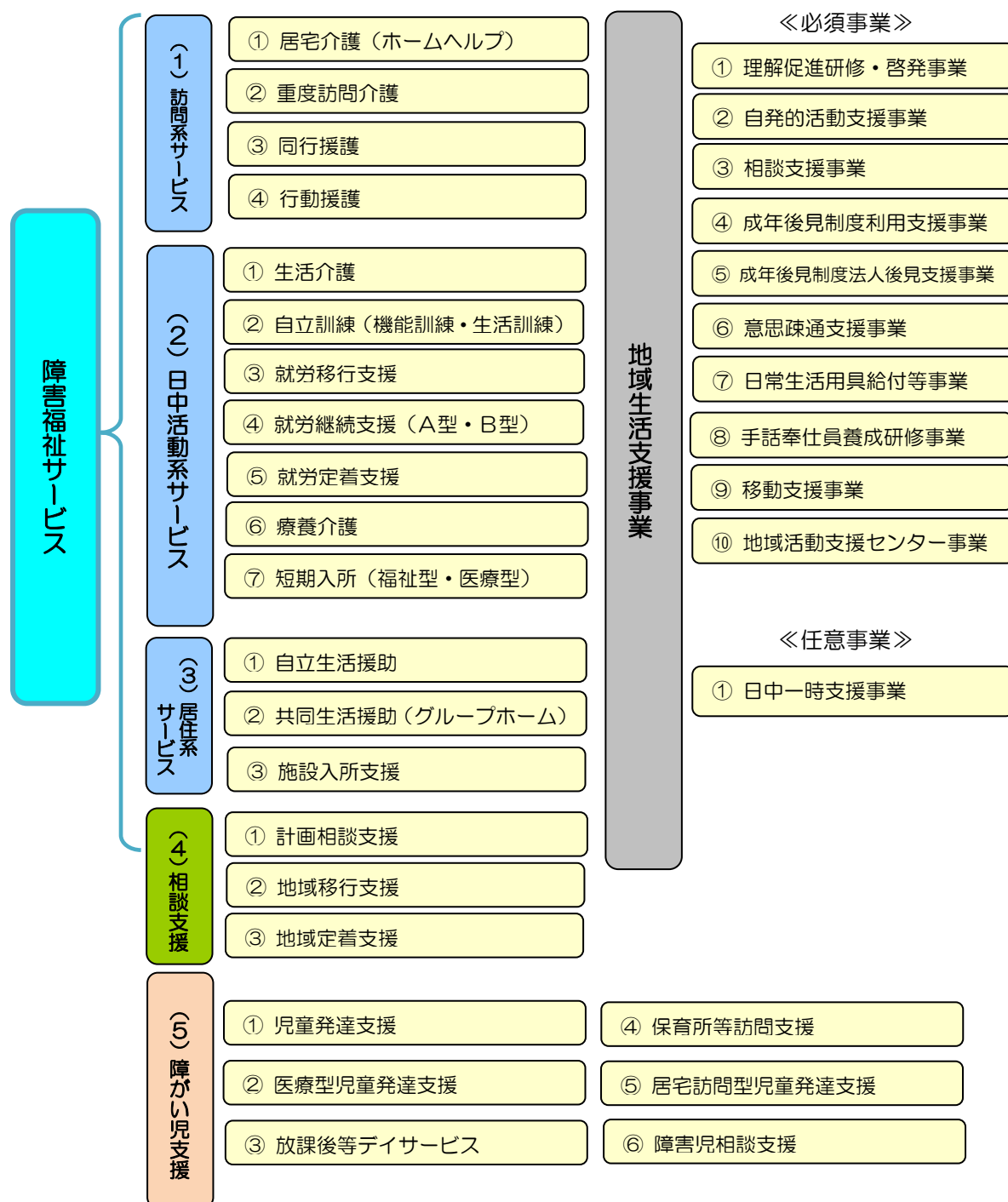
第3章 障害福祉サービス・障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

1. サービスの体系

障がい者への福祉サービスは、「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。

なお、「地域生活支援事業」については、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。

【障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系】



2. 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①居宅介護	障がい者（障害支援区分1以上）	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、及び外出時に必要な援護を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある障がい者で、常に介護を必要とする障がい者（障害支援区分3以上）	行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。

<訪問系サービスの見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	時間／月	110	132	154
	人／月	10	12	14
②重度訪問介護	時間／月	0	0	260
	人／月	0	0	1
③同行援護	時間／月	4	6	8
	人／月	2	3	4
④行動援護	時間／月	0	0	40
	人／月	0	0	1

■■見込量確保のための方策■■

- ①障がい種別に関係なく個々の障がい特性に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、適切な支給量となるよう体制の充実を図ります。
- ②民間事業者の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ③事業所相互の情報交換及び事業所に対して障害福祉サービス提供に関する指導や支援を行い、ヘルパー等に対する質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①生活介護	常に介護を必要とする障がい者で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した障がい者で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な障がい者 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な障がい者	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した障がい者で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者 ②支援学校を卒業した障がい者や継続した通院により症状が安定している障がい者などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
③就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がい者	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
④就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった障がい者 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった障がい者 ③就労経験のある障がい者で、現在雇用関係がない障がい者	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

種類	主な対象者	サービス内容
④就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に関われない障がい者などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される障がい者 ①企業等や就労継続支援（B型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった障がい者 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（B型）の雇用に関わらなかった障がい者 ③50歳に達している障がい者 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（B型）の利用が困難と判断された障がい者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
⑤就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者	一般就労に移行した障がい者に対し、相談をとおり就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供するサービスです。 ※平成30年4月1日施行
⑥療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする障がい者で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の障がい者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の障がい者	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
⑦短期入所（福祉型・医療型）	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

＜日中活動系サービスの見込量と確保方策＞

■■サービスの見込量■■

種 類		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護		人日／月	1,540	1,580	1,620
		人／月	77	79	81
②	自立訓練 （機能訓練）	人日／月	0	0	22
		人／月	0	0	1
	自立訓練 （生活訓練）	人日／月	46	46	46
		人／月	2	2	2
③就労移行支援		人日／月	26	39	65
		人／月	2	3	5
④	就労継続支援 （A型）	人日／月	400	440	480
		人／月	20	22	24
	就労継続支援 （B型）	人日／月	1,040	1,088	1,216
		人／月	65	68	76
⑤就労定着支援		人／月	0	0	1
⑥療養介護		人／月	17	17	17
⑦	短期入所 （福祉型）	人日／月	100	105	110
		人／月	20	21	22
	短期入所 （医療型）	人日／月	35	40	45
		人／月	7	8	9

■■見込量確保のための方策■■

- ①自立支援協議会等の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされるサービスの提供体制を整えます。また、就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- ②地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいがある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。また、相談支援専門員を中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ③公共機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- ④町内障がい関係機関に対して交流や研修の場を計画し、互いに情報交換等を行うことで、連携の強化及び職員の質の向上を図ります。

(3) 居住系サービス

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
① 自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する障がい者等	定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、日常生活に課題はないか、体調に変化はないか等を確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援します。 ※平成 30 年 4 月 1 日施行
② 共同生活援助（グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な障がい者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
③ 施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分 4 以上の障がい者（50 歳以上の場合は区分 3 以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な障がい者	夜間に介護が必要な障がい者、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

<居住系サービスの見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人/月	0	0	1
②共同生活援助（グループホーム）	人/月	45	47	49
③施設入所支援	人/月	47	49	51

■■見込量確保のための方策■■

- ①住み慣れた地域で暮らし続けるように、共同生活援助（グループホーム）希望者等を把握し、支援の充実を図ります。
- ②障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- ③専門的な人材の養成、関係機関との法制を図ります。

(4) 相談支援

【事業名と内容】

種類	主な対象者	サービス内容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する 18 歳以上の障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
③地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

<相談支援の見込量と確保方策>

■■サービスの見込量■■

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	人/月	45	50	55
②地域移行支援	人/月	0	0	2
③地域定着支援	人/月	0	0	2

■■見込量確保のための方策■■

- ①障がい者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ②相談支援専門員が、すべての障がい者に適切で質の高い「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促すなどの人材育成に努めます。
- ③圏域障がい者総合支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携の強化、事業の効率化や担い手の確保など相談員のスキルアップに努めます。

3. 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、障害児支援利用計画を踏まえ、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

【事業名と内容】

名称	主な対象者	サービス内容
①児童発達支援	小学校就学前の障がいのある児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	小学校就学前の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。 ※平成30年4月1日施行
⑥障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	サービス等利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行います。

■■サービスの見込量■■

種 類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日／月	100	116	172
	人／月	25	29	43
②医療型児童発達支援	人日／月	0	0	4
	人／月	0	0	1
③放課後等 デイサービス	人日／月	165	190	265
	人／月	33	38	53
④保育所等訪問 支援	人日／月	5	7	9
	人／月	5	7	9
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	0	0	4
	人／月	0	0	1
⑥障害児相談支援	人／月	26	30	34
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2

■■見込量確保のための方策■■

- ①児童発達支援については、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。
 - ②医療型児童発達支援については、町内に該当施設はありませんが、必要に応じて利用方法や事業者情報を提供します。
 - ③放課後等デイサービスについては、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がい児の放課後等の居場所の確保を図ります。
 - ④保育所等訪問支援については、障がい児や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門家が助言を行い、社会生活への適用を支援します。
 - ⑤障害児相談支援については、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保に努めます。
- 水俣芦北圏域地域療育ネットワーク会議等の活用や各児童福祉サービス事業所との連携のもと、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、利用実績及び児童数が増加傾向にあることから、発達障がい児への早期支援体制の確保の観点から、サービス提供体制の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 地域生活支援事業とは

障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

この事業は、障がい者の福祉の増進を図るとともに、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

名称	実施事業	
必須事業	①理解促進研修・啓発事業	
	②自発的活動支援事業	
	③相談支援事業	ア 障がい者相談支援事業 イ 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業 ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	④成年後見制度利用支援事業	
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	
	⑥意思疎通支援事業	
	⑦日常生活用具給付等事業	
	⑧手話奉仕員養成研修事業	
	⑨移動支援事業	
	⑩地域活動支援センター事業	
任意事業	生活支援	①日中一時支援事業
		②巡回支援専門員整備事業

(2) 地域生活支援事業の必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる差別や偏見をなくすため、研修・啓発を通じて住民への働きかけを強化することにより、障がい者等への理解を深め、共生社会の実現を目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

実施の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

実施の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	有	有	有

③ 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用支援、関係機関の連絡調整等必要な援助を行います。

■■サービスの見込量■■

実施か所数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3か所	3か所	3か所

イ 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業

障がい者等の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するもので、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することで相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

■■サービスの見込量■■

+ 設置等の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	無	有	有

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整及び家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的とします。

■■サービスの見込量■■

設置等の有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

■■サービスの見込量■■

利用見込み者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1人	1人	1人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的として実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	3人	3人	3人

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

■■サービスの見込量■■

単位：件

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
i 介護・訓練支援用具	1	1	1
ii 自立生活支援用具	5	5	5
iii 在宅療養等支援用具	5	5	5
iv 情報・意思疎通支援用具	10	10	10
v 排泄管理支援用具	550	550	550
vi 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声機能または言語機能障がい者との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術及び表現の習得を目指した講座を開催します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	8人	9人	10人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

■■サービスの見込量■■

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	1人	2人	3人
利用見込み時間数	36H	72H	108H

⑩ 地域活動支援センター事業

通所の方法により障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの設置及び機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

種 類	内 容
I 型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施するもの
II 型	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施するもの
III 型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているもの

■■サービスの見込量■■

《基礎的事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

《機能強化事業》

※上段は本町、下段は水俣芦北圏域。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所
	1 か所	1 か所	1 か所

(3) 地域生活支援事業の任意事業の見込量と確保方策

<生活支援>

① 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み者数	20人	22人	24人

② 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回等支援を実施し、施設等職員や障がい児の保護者に対し、助言等の支援を行い早期発見と対応を図ることを目的に実施します。

■■サービスの見込量■■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

第3部 計画の推進体制

第1章 計画推進に向けて

1. サービス利用支援体制の整備

（1）推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を図るため、「芦北町自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うこととします。

また、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

（2）適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

（3）サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する住民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

（4）地域資源の有効活用

障がい者団体やボランティア団体、NPO法人等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がい者を地域で支える体制づくりを推進します。

第2章 計画の評価と見直し

1. PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務等の質を高めていく上で重要となります。

2. 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、各計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

